

### 3 骨子案(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十六号)
------	--

#### 【特別養護老人ホーム】 従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第2条)	<p>・非常災害対策(第8条) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>・設備の基準：居室定員(第11条) 居室定員は、プライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるような個室を基本とすることが望ましいことから、国基準と同様、原則1人とする。ただし、多様なニーズに対応できるように、入所者のプライバシーに配慮した措置がなされるとともに、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる旨を独自基準として設ける。</p> <p>・その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
参	構造設備の一般原則(第3条)	
参	設備の専用(第4条)	
従	職員の資格要件(第5条)	
従	職員の専従(第6条)	
参	運営規程(第7条)	
参	非常災害対策(第8条)	
参	記録の整備(第9条)	
従・参	設備の基準(第11条)	
従	職員の配置の基準(第12条)	
参	サービス提供困難時の対応(第12条の2)	
参	入退所(第13条)	
参	入所者の処遇に関する計画(第14条)	
従・参	処遇の方針(第15条)	
従・参	介護(第16条)	
参	食事(第17条)	
参	相談及び援助(第18条)	
参	社会生活上の便宜の提供等(第19条)	
参	機能訓練(第20条)	
参	健康管理(第21条)	
従	入所者の入院期間中の取扱い(第22条)	
参	施設長の責務(第23条)	
参	勤務体制の確保等(第24条)	
参	定員の遵守(第25条)	
参	衛生管理等(第26条)	
参	協力病院等(第27条)	
従	秘密保持等(第28条)	
参	苦情処理(第29条)	
参	地域との連携等(第30条)	
従	事故発生の防止及び発生時の対応(第31条)	

### 【ユニット型特別養護老人ホーム】

基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第33条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
参	運営規程（第34条）	
従・参	設備の基準（第35条）	
従・参	サービスの取扱方針（第36条）	
従・参	介護（第37条）	
参	食事（第38条）	
参	社会生活上の便宜の提供等（第39条）	
従・参	勤務体制の確保等（第40条）	
参	定員の遵守（第41条）	
参	準用（第42条）	

### 【地域密着型特別養護老人ホーム】

基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第55条）	<p>・設備の基準：居室定員（第55条） 居室定員は、プライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるような個室を基本とすることが望ましいことから、国基準と同様、原則1人とする。ただし、多様なニーズに対応できるように、入所者のプライバシーに配慮した措置がなされるとともに、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる旨を独自基準として設ける。</p> <p>・その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従・参	職員の配置の基準（第56条）	
従・参	介護（第57条）	
参	地域との連携等（第58条）	
参	準用（第59条）	

### 【ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム】

基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第61条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従・参	介護（第62条）	
参	準用（第63条）	